

一般社団法人 日本環境教育学会 第4期（2023～2024年度）代議員選出告示

2023年4月10日

日本環境教育学会 選出管理委員会 委員長 林 浩 二
委員 村上 千里
委員 東方 沙由理

一般社団法人日本環境教育学会代議員選出規約（以下、「規約」という）による代議員の選出を下記要領により行うので、ここに告示する。

記

一般社団法人日本環境教育学会 第4期代議員選出要領

1. 選出すべき代議員の人数、任期

名称と人数：代議員 30名（選挙代議員：16名、支部代議員：14名）（定款第14条、規約第2条第2項・第16条・第25条）

任期：代議員確定日から、2年後の次期代議員選出が終了し代議員が確定するまで（定款第17条）

2. 支部代議員は、各支部において2名を選任し、開票日前日（2023年6月11日（日））までに選出管理委員会に届け出る。（規約第14条第3項）

支部代議員の公表予定日・方法 2023年6月16日（金）・本学会ウェブサイトにて

3. 選挙代議員は、次の選挙手続により選出する。（定款第15条・規約第2条）

（1）選挙権を有する者（規約第13条）

定款第6条に規定されている正会員

（2）被選挙権を有する者（規約第13条・第5条第7項）

定款第6条に規定されている正会員（但し、法人設立時から代議員を3期重任した会員および代議員選出管理委員を除く）

（3）選挙日程（規約第14条・第15条・第18条・第21条）

選挙日程を次のように定める。

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| ①告示日 | 2023年4月10日（月） |
| ②立候補届の受付締切日 | 2023年5月1日（月）（必着） |
| ③投票および開票に関する告示、立候補者公示（立候補文と共に掲載） | 2023年5月10日（水）・本学会ウェブサイトにて |
| ④投票締切日 | 2023年6月10日（土）23:59（郵送の場合は必着） |
| ⑤開票日・開票場所 | 2023年6月12日（月）・北とぴあ（東京都北区） |
| ⑥当選人確定日 | 2023年6月13日（火） |
| ⑦開票結果と当選人確定の公表予定日 | 2023年6月16日（金）・本学会ウェブサイトにて |

(4) 投票方法（規約第17条・第18条・第19条）

規約第18条2に基づき、インターネットによる電子投票を導入する。

投票の参考情報として、各候補者の立候補文を届出順に学会ウェブサイトに掲載する。

郵送での投票用紙による投票も受け付ける。但し、郵送での投票を希望する正会員は、同封の「郵送投票の希望届」を5月1日（月）（必着）までに事務局宛てに郵送すること。

(5) 候補者（規約第15条）

被選挙権を有する正会員のうち、代議員の候補者になろうとする者は、選挙の告示日から立候補届の受付締切日（必着）までに、立候補届出用紙（氏名、連絡先、会員番号、本人による立候補文を記入）を電子メールに添付し選出管理委員長（学会事務局気付）に届け出る。

郵送による立候補届出用紙の提出を希望する正会員は、4月21日（金）までに事務局に連絡し、送付された立候補届出用紙に上記氏名等の必要事項を記入した上で、受付締切日（必着）までに事務局宛てに郵送で提出する。

※立候補届出用紙は、学会ウェブサイトよりダウンロードすることができる。

(6) 候補者の確定（規約第13条）

選出管理委員会は、立候補の可否を判断し、候補者要件を満たしていないと判断した者に対し、その旨を通知する。立候補不可の通知を受けた者は、選出管理委員会に対して不服申立をすることができる。不服申立期間は立候補届の受付締切日から7日以内とし、委員会まで申し出なければならない。委員会は速やかに再度判断を行い、遅滞なく結果を通知する。なお、この通知に対しての不服申立は認めない。

(7) この選挙についての問い合わせ先、立候補届出用紙の送付先

一般社団法人日本環境教育学会事務局 第4期代議員選挙管理事務代行

〒206-0033 東京都多摩市落合2-6-1 株式会社 インフォテック内

TEL : 042-311-3355 FAX : 042-311-3356 E-mail: senkyo2023@jsfee.jp

(8) 添付書類

①投票 ID・パスワード

②郵送投票の希望届

(9) その他

投票および開票に関する告示（投票方法、開票場所ならびに開始時刻、当選人への通知、開票結果の告示日等）については、2023年5月10日（水）の投票開始とともに学会ウェブサイト
で通知する。それまで、本通知に同封した投票 ID・パスワードを保管くださいますようお願いいたします。

※なお、代議員選出規約第13条により正会員は当然に選挙権者および被選挙権者になります。

個人情報保護の観点から、選挙権者および被選挙権者名簿の送付は行いません。